

平成30年8月21日（火）午後4時より、避難者訴訟第3陣の第3回口頭弁論が実施されました。前回期日と同様、今回の期日も2か月程度の間隔で実施されました。今後もしばらくは同様のペースで期日が入っていくものと思われま

## 1 本日の裁判の状況

今回の期日では、まず、3陣の中での追加提訴組の方々に関する「訴状」、これに対する被告東電側の反論が記載された「答弁書」が陳述（提出していた書面の内容を法廷で読み上げたことにする手続のこと。「陳述」されなければ裁判官の判断の材料にはなりません。）された後、追加提訴組に関する手続も第3陣訴訟として一体として審理される旨が確認されました（この手続を、弁論の「併合」といいます）。

続いて、私たちの側より、被告東電が負うべき責任の内容に関する「準備書面(3)」を陳述しました。この書面は118ページにも及ぶ長大な書面であり、被告東電が負うべき責任の内容が明らかにされるべきこと、本件事故の事実経過、被告東電に課された高度の注意義務の内容とその義務違反等について詳述されています。

## 2 意見陳述の状況

前回のレポートでもお伝えしたとおり、通常の裁判であれば、双方（もしくは一方）が書面を提出し、裁判官から双方（もしくは一方）に宿題が出されて終わり、ということが多いのですが、この裁判は、史上最悪の公害事件の被害者が集団で訴え出ている大事件であり、通常の事件とは異なりますので、その重みを3人の裁判官（特に、この4月からいわきの裁判所に転勤してきた2名の裁判官）に十分理解してもらう必要があることから、期日を形式的な書面のやりとりだけで終わらせることはできません。そこで、第1回期日、第2回期日と同様、原告1名、弁護士1名より口頭で意見を述べる「意見陳述」を実施することにしました。

### (1) 原告の意見陳述

原告で意見陳述を行ったのは、本件原発事故当時富岡町に住んでいたIさんです。

Iさんは、公立学校の事務職員として勤務する傍ら、富岡町内の自宅に隣接して所有していた畑にて、自家消費用の野菜などを作っておられました。そして、そのような野菜をご近所さんに「お裾分け」したり、「お返し」をもらったり、自然の中における豊かな地域コミュニティの中で幸せに暮らしておられました。

また、近隣に所在する王塚神社は、毎年春と秋の2回、盛大な祭礼が行われるな

ど、地域コミュニティの中心となっており、地域住民も、様々な行事に参加したり、「直会」と呼ばれる懇親会に参加したりと、住民間の絆を深めていました。

このような充実した本件事故前の人生と、本件原発事故によりそのような充実した人生が奪われたことに対する無念につき、実感のこもった意見陳述を頂きました。

今回の期日において、裁判長からは、「原告の意見陳述を毎回行うのであれば、本人尋問（※皆様に、証人のような形で双方代理人弁護士や裁判官からの質問に答えて頂く手続）を重複しないようにして欲しい」というような話もありましたが、今回も原告の方のお話をお伺いし、皆様の人生や本件事故後の状況について感情を込めて語って頂くことにより裁判官に事案の本質を理解して頂く手続である「意見陳述」は、証拠調べ手続である「本人尋問」とは異なる意味を持つ重要な手続であると再認識致しました。

裁判官たちに被害の実態を理解してもらうには、私たち弁護団員からの主張ももちろん重要ではありますが、数多くの当事者の方の「生の声」届けることが何よりも重要です。今後も期日のたびに原告の皆様より意見陳述を頂く予定ですので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

## （2）弁護士の意見陳述

今回提出した被告東電が負うべき責任の内容に関する「準備書面（3）」の内容につき、野本夏生弁護士より意見陳述を行って頂きました。

被告東電は、無過失責任を定める原賠法に基づく責任を負う以上、被告東電の責任について細かく審理をする必要はない（過失があってもなくとも東電が責任を負うことには変わりがないのだから、被告東電の過失について検討する必要はない）との主張を行っているものですが、被告東電にどのような過失があったのか、ということについての審理・判断がなされなければ本件を正しく解決することができないことは明らかです。そこで、野本弁護士からは、このような点について説明をした上で、本件事故の事実経過及び被告東電に高度の注意義務が課せられていたにもかかわらず、被告東電がその義務の履行を怠ったことなどについて格調高く意見陳述を行って頂きました。

## 3 今後の進行

当弁護団では、裁判官たちに「故郷」について具体的に知ってもらうため、今後、原告の皆様が多くが居住していた富岡町の歴史について具体的に明らかにする書面を作成して提出する予定です。富岡町では、一見すると復興しているかのように見える部分もありますが、「人の営み」に着目すれば復興しているとはいえないことが明らかです。この部分を裁判官に良く理解してもらえるような書面の作成を目指します。

また、今回の提訴においては、裁判官たちに「故郷喪失」について逃げずに正面か

ら判断してもらうため、避難生活を強いられたことに対する慰謝料（避難慰謝料）については現状請求していませんが、この点についても合わせて請求していくのかどうか、また、請求する場合にどのような請求を行っていくのか、ということについても検討していく予定です。

なお、次回の裁判は10月16日午後4時からです。

#### 4 原告団のみなさまへのお願い

繰り返しにはなりますが、今回の裁判で勝利するためには、当事者の生の声、生の姿を裁判官たちに伝えることが極めて重要です。皆さまが、並々ならぬ決意をもってこの裁判に取り組んでいることを直接伝えることが重要なのです。裁判官も、期日前のデモ隊の人数や、傍聴席を埋める人数等を気にしているはずですよ。

ですので、お忙しいところとは思いますが、次回の法廷においても、第3陣の原告団の皆さんを中心に、お誘いあわせの上、できるだけ多くの皆様にご参加頂けますようお願い申し上げます。

以 上